

吹田市監査基準

制定 令和2年3月19日監査委員告示第2号
最終改正 令和4年5月27日監査委員告示第4号

目次

- 第1章 総則（第1条－第2条）
- 第2章 監査委員（第3条－第7条）
- 第3章 監査等の実施（第8条－第22条）
- 第4章 雑則（第23条－第26条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第198条の4第1項の規定に基づき、法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（以下「監査等」という。）の適切かつ有効な実施を図るための基本となる事項を定めるものとする。

（この基準の役割）

第2条 監査委員は、この基準に従って監査等を行うことにより、監査等の質を確保するものとする。

2 監査委員事務局の職員は、監査委員の指揮監督の下、この基準に従って監査委員の事務を補助することにより、監査等の質を確保するものとする。

第2章 監査委員

（監査委員の職務）

第3条 監査委員は、自ら入手した証拠に基づき監査等の結果を決定し、これを議会、市長等に提出する。

（倫理）

第4条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実にその職務を遂行するものとする。

（独立性及び中立性）

第5条 監査委員は、独立の立場及び公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行するものとする。

（法令等の遵守及び正当な注意）

第6条 監査委員は、法令及びこの基準に従い、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

（専門性）

第7条 監査委員は、その職務の遂行に必要とされる地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営並びに公益法人、会社等の監査及び会計に関する優れた識見を維持するため、自らの知識の蓄積を図り、専門能力の向上に努めるものとする。

第3章 監査等の実施

(監査等の種類及び範囲)

第8条 監査委員が行う監査等の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、その範囲は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 財務監査及び行政監査 本市の財務に関する事務その他の事務の執行及び本市の経営に係る事業の管理について、毎年度、内部組織の約半分を対象として監査を行う。
 - (2) 工事監査 本市の施行する工事の設計、施工等について、原則として毎年度、1以上の工事を対象として監査を行う。
 - (3) 財政援助団体等監査 本市が資本金等の4分の1以上を出資している団体、本市が補助金等の財政的援助を与えている団体等の出納その他の事務の執行で当該出資、財政的援助等に係るもの又は本市の公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行で当該指定管理業務に係るものについて、原則として毎年度、1以上の団体を対象として監査を行う。
 - (4) 例月出納検査 本市の現金の出納について、毎月、検査を行う。
 - (5) 一般会計・特別会計決算及び基金運用状況審査 本市の一般会計及び特別会計（公営企業会計を除く。）に係る決算並びに本市の基金の運用状況について、毎年度、審査を行う。
 - (6) 公営企業会計決算審査 本市の公営企業会計に係る決算について、毎年度、審査を行う。
 - (7) 健全化判断比率及び資金不足比率審査 本市の決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について、毎年度、審査を行う。
- 2 前項各号に掲げるもののほか、監査委員は、法令の規定により監査委員が行うこととされている監査等を行う。この場合においては、この章（次条を除く。）の規定は、適用しない。

(監査等の目的)

第9条 監査等は、その対象とする事務等が法令に適合し、正確で、経済的、効果的かつ効率的に実施されることを確保し、もって、市民の福祉の増進に資することを目的とする。

(リスクに応じた監査等)

第10条 監査委員は、監査等の対象とする事務等について生ずるリスクを分析し、当該リスクの大きいものに重点を置いて、効果的かつ効率的に監査等を行うものとする。

- 2 前項のリスクの分析に当たっては、過去の監査等の結果並びに内部統制の整備状況及び運用状況を考慮するものとする。

(内部統制に依拠した監査等)

第11条 監査委員は、内部統制の整備状況及び運用状況を考慮して、内部統制に依拠し、効果的かつ効率的に監査等を行うものとする。

(外部監査人との連携)

第12条 監査委員は、外部監査人による監査の実施状況を踏まえ、効果的かつ効率的に監査を行うものとする。

(各監査等の連携)

第13条 監査委員は、他の監査等の結果を活用するなど、各監査等を連携させることにより、効果的かつ効率的に監査等を行うものとする。

(効果的かつ効率的な手続)

第14条 監査委員は、証拠の入手、説明の聴取等の監査等の手続を定めるに当たっては、それらが効果的かつ効率的に行われるよう考慮するものとする。

(監査計画)

第15条 監査委員は、第9条から前条までに定める監査等の実施方針を踏まえ、毎年度、監査計画を策定するものとする。

2 監査計画は、年間監査計画及び実施計画とする。

3 年間監査計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 当年度の監査等の実施方針

(2) 当年度に行う監査等の種類及び実施内容の概要

4 実施計画は、当年度に行う監査等について、第8条第1項各号に掲げる監査等の種類ごとに策定するものとし、各実施計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 監査等の範囲

(2) 財務監査及び行政監査にあつては、対象部局

(3) 工事監査にあつては、対象工事

(4) 財政援助団体等監査にあつては、対象団体

(5) 監査等の着眼点

(6) 監査等の主な実施内容

5 監査委員は、必要があると認めるときは、年度の中途においても監査計画を変更するものとする。

(監査等の証拠の入手)

第16条 監査委員は、監査等の結果を決定するため必要な監査等の証拠を入手するものとする。

2 監査委員は、必要があると認めるときは、監査等の期間中に、監査等の証拠を追加して入手するものとする。

(監査等の結果等の決定)

第17条 次に掲げる事項の決定は、監査委員の合議によるものとする。

(1) 財務監査及び行政監査、工事監査並びに財政援助団体等監査（以下「監査」と総称する。）の結果に関する報告（以下「監査結果」という。）並びに監査結果に係る意見及び勧告

(2) 一般会計・特別会計決算及び基金運用状況審査、公営企業会計決算審査並びに健全化判断比率及び資金不足比率審査（以下「決算等審査」という。）に係る意

見

- 2 例月出納検査の結果に関する報告の決定は、監査委員が協議して行うものとする。

(監査結果報告書等の作成)

第18条 監査委員は、次の各号に掲げる監査等の結果を決定したときは、当該各号に定める書類を作成するものとする。

- (1) 監査 監査結果報告書
- (2) 例月出納検査 検査結果報告書
- (3) 決算等審査 審査意見書

- 2 前項の書類には、原則として、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 監査等の範囲
- (2) 財務監査及び行政監査にあつては、対象部局
- (3) 工事監査にあつては、対象工事
- (4) 財政援助団体等監査にあつては、対象団体
- (5) 法令、この基準その他の準拠した規定
- (6) 監査等の着眼点
- (7) 監査等の実施内容
- (8) 監査等の結果
- (9) 監査結果に係る意見又は勧告を決定した場合にあつては、当該意見又は勧告
- (10) その他監査委員が必要と認める事項

- 3 監査等の結果として記載する事項は、次の各号に掲げる監査等の区分に応じ当該各号に定める事項その他監査委員が必要と認める事項とする。

- (1) 財務監査及び行政監査並びに工事監査 前項第1号から第3号まで及び第5号から第7号までに掲げる記載事項のとおり監査を行った限りにおいて、監査の対象とした事務等が法令に適合し、正確で、経済的、効果的かつ効率的に実施されていたかどうか。
- (2) 財政援助団体等監査 前項第1号及び第4号から第7号までに掲げる記載事項のとおり監査を行った限りにおいて、監査の対象とした事務等が法令に適合し、出資、財政的援助等の目的又は指定管理に係る協定等に沿って、経済的、効果的かつ効率的に実施されていたかどうか。
- (3) 例月出納検査 前項第1号及び第5号から第7号までに掲げる記載事項のとおり検査を行った限りにおいて、検査の対象とした事務等が法令に適合し、正確であるかどうか。
- (4) 一般会計・特別会計決算及び基金運用状況審査 前項第1号及び第5号から第7号までに掲げる記載事項のとおり審査を行った限りにおいて、決算が法令に適合し、正確であるかどうか及び基金の運用状況が適正であるかどうか。
- (5) 公営企業会計決算審査 前項第1号及び第5号から第7号までに掲げる記載事項のとおり審査を行った限りにおいて、決算が法令に適合し、正確であるかどうか。

か。

(6) 健全化判断比率及び資金不足比率審査 健全化判断比率及び資金不足比率が法令に従って正確に算定されているかどうか。

4 監査委員は、監査結果に関し、各監査委員の意見が一致せず、合議により決定することができない事項があるときは、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を監査結果報告書に記載するものとする。

5 監査委員は、監査等の結果として是正を要する事項について記載するときは、必要に応じ、当該事項の原因等を併せて記載するよう努めるものとする。

(勧告書の作成)

第19条 監査委員は、過去に勧告を添えずに監査結果報告書に記載した監査結果に関し必要があると認めるときは、当該監査結果に係る勧告を決定し、勧告書を作成するものとする。

2 監査委員は、過去に監査結果報告書又は勧告書に記載した勧告に関し必要があると認めるときは、重ねて勧告を決定し、勧告書を作成するものとする。

3 勧告書には、勧告の内容のほか、勧告の原因となる事実その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

(監査結果報告書等の提出)

第20条 監査委員は、次の各号に掲げる書類を作成したときは、監査委員全員の連名で、これを当該各号に定めるものに提出するものとする。

(1) 監査結果報告書 議会、市長及び関係のある委員会

(2) 検査結果報告書 議会、市長、会計管理者及び水道事業管理者

(3) 審査意見書 市長

(4) 勧告書 議会、市長及び委員会のうち、関係のあるもの

(監査結果報告書及び勧告書の公表)

第21条 監査委員は、監査結果報告書又は勧告書を作成したときは、その内容を監査委員全員の連名で公表するものとする。

(措置状況の公表等)

第22条 監査委員は、議会、市長又は委員会から監査結果又は勧告に基づく措置の内容の通知を受けたときは、速やかに、当該措置の内容を公表するものとする。

2 監査委員は、監査等の結果として是正を要する事項について記載したときは、当該事項に係る措置の状況の把握に努めるものとする。

第4章 雑則

(監査専門委員)

第23条 監査委員は、必要があると認めるときは、監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させるものとする。

(事務局職員の責務)

第24条 監査委員事務局の職員は、自ら、監査委員の事務を補助するため必要な知識及び能力の向上に努めるものとする。

(書類の保存)

第25条 監査計画、監査等の証拠、監査等の結果の決定に至る過程の記録並びに監査結果報告書、検査結果報告書、審査意見書及び勧告書は、文書管理に関する規程の定めるところにより保存するものとする。

(委任)

第26条 この基準の施行に関し必要な事項は、監査委員の合議により別に定める。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年5月27日監査委員告示第4号）

この告示は、公表の日から施行する。